令和９年度（上期）「伊達なバス旅」商品企画募集要領

仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、地域観光の二次交通を整備して宮城県への旅行客の更なる誘致を促進するため、貸切バスを利用して宮城県内で募集型企画旅行を実施する事業者に対し、「伊達なバス旅」として補助金を交付します。

令和９年度（上期）については、対象となる商品企画を次のとおり募集します。

１　対象となる商品の条件

バスツアーであって、次の要件を全て満たすものを対象とする。

（１）令和９年４月１日から令和９年９月３０日までの間に催行される、貸切バスを利用した募集型企画旅行であること。

（２）旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の規定に基づき旅行業の登録を受けている旅行会社が催行するバスツアーであること。

（３）宮城県内を発着地とし、宮城県内を周遊する日帰りバスツアーであること。

（４）宗教、政治、興行、視察、大会等への参加を目的とするバスツアーでないこと。

２　応募に際しての注意事項

（１）１（１）の期間内に催行日が設定されている商品を２つ以上応募すること。

（２）最少催行人員は企画者が定めること。

（３）地域観光の二次交通として、発着場所及び発着時間等について一次交通との連携が図られるよう工夫するなど、国外を含む県外からの観光客の利便性も考慮したコースを造成すること。

（４）地域のバス事業者への支援としての目的も備えていることから、地元バス会社の活用等について十分に検討すること。

３　商品への補助

補助対象となるバスツアーを催行する場合に、その移動に要するバスの運行経費の一部に対して、１出発日当たり 35,000 円を補助金として交付します。なお、催行日及び行程が同一のツアーに複数のバスが使用される場合は、全体で１出発日とみなします。

ただし、１コース当たり 70,000 円を上限とします。

なお、補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税及び地方消費税は含めません。

４　採用商品数

５０商品程度

５　商品選定方法

応募された商品の中から、採用している観光資源の地域バランス※及び設定日等を協議会事務局で総合的に判断し、選定します。

選定結果は令和８年１２月中旬頃通知する予定です。

※県内３５市町村が協議会の会員となっていることから、各市町村の観光資源を１か所以上採用した伊達なバス旅の商品構成としたいと考えるもの。

６　宣伝方法

（１）専用パンフレット

協議会にて、採用商品を掲載したパンフレットを製作します。令和８年２月下旬頃までに納品を受け、宣伝展開先への配布を行う予定です。

（２）協議会ホームページまたは宮城県公式ホームページでのお知らせを行います。

（３）県内全戸へ配布されるみやぎ県政だより（約１００万部発行）での告知を行います。

※　現時点での予定のため、変更となる場合があります。

７　応募期限

令和８年１２月４日（金）午後５時まで

８　提出方法

別紙「伊達なバス旅　商品企画提案書」及び行程表を、９の問合せ先記載の電子メールアドレスに提出願います。

９　問合せ先

仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会事務局
仙台市青葉区本町三丁目８番１号　宮城県庁行政庁舎１４階
（宮城県経済商工観光部観光戦略課内）
電話番号／０２２－２１１－２８９５（直通）
E-mail／kankouc@pref.miyagi.lg.jp